

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|----------------------------|---------|--|
| 管理コード | 1320010 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。 | | |
| 提案主体名 | 兵庫県 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
| 該当法令等 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第53条 |
| 制度の現状 | <p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識 |

| |
|---|
| 求める措置の具体的な内容 |
| 狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 |
| 具体的な事業の実施内容・提案理由 |
| <p>捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃砲の所持許可を得るうえで銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複するこの課題についてのみ免除し、受験者の負担を軽減する。</p> <p>なお、あくまで免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)のみであり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。</p> <p>提案理由:</p> <p>本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させる必要があることから再提案するものである。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | III |
|---|-------|---|-------|-----|
| 銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は狩猟免許を所持するに足る技術を有するものであるかを判断すために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。 | | | | |
| 出猟した現場においては、常に「銃器のトラブルにより銃器の分解」、「装弾の際の目詰まり等による銃の分解・弾の抜き取り・銃の結合」などの操作を行う必要が生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・装填・脱砲等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃猟をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立った検査項目であ | | | | |

る。

さらに、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多大であるとは認められず、負担軽減になるとは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。

なお、以上のように試験項目の除外は認められないものの、環自野発第 070323004 号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領が現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところも踏まえ、試験時間の短縮について、配点、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

銃砲所持許可者は銃刀法における技能検定において実射もしており、基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)の能力は実証されている。銃器に関して安全な取り扱いの実現を目的として法令に基づき実施する試験(検定)を2重に課す必要はないと考える。また本提案によって受験者自身の試験時間の短縮だけでなく、待ち時間も短縮されることから受験者の負担軽減に寄与するものである。なお、鳥獣保護法における技能試験が都道府県の裁量により実施できるとしても、試験項目が決まっている以上、試験手法の変更をしようがなく負担の軽減にはならない。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

III

銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は狩猟免許を所持するに足る技術を有するものであるかを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。

出猟した現場においては、常に「銃器のトラブルにより銃器の分解」、「装弾の際の目詰まり等による銃の分解・弾の抜き取り・銃の結合」などの操作を行う必要が生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・装填・脱砲等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃猟をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立った検査項目である。

さらに、当該試験項目や待ち時間に要する時間等の実施者の負担が多大であるとは認められず、負担軽減になるとは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。

なお、環自野発第 070323004 号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言として技能試験における試験項目が示されているものの、試験時間や受験者の待ち時間の短縮については、都道府県の裁量において、各試験項目の時間配分等、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

環境省課長通知により示された第1種狩猟免許試験における試験項目のうち、基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)については、「出猟した現場」を想定したトラブルや目詰まり等による銃の分解・結合等を行う試験となっていない。もし出猟時に発生しうるトラブルを想定した試験内容であるならば、今後試験方法を見直す必要もあるため技能試験要領において具体的に実施方法を御示しいただきたい。また技能試験要領において具体的に実施方法が示されている以上、都道府県の裁量により試験方法を変更することは困難であり、この本提案によって受験者自身の試験時間の短縮だけでなく、待ち時間も短縮されることから受験者の負担軽減に寄与するものであることから再度検討をお願いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

狩猟免許試験は、例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法の技能検定では減点されないなど、「出猟した現場」を想定したものとなっている。

また、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多大であるとは認められず、項目を除外しても、負担軽減になるとは考えられない。、

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|---|----------|---------|
| 管理コード | 1320020 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受け ずに特定鳥獣を捕獲できるようにする | 都道府県 | 兵庫県 |
| 提案主体名 | 兵庫県 | 提案事項管理番号 | 1030080 |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
| 該当法令等 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 11 条第1項 第 28 条 |
| 制度の現状 | 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。 |

| |
|--|
| 求める措置の具体的な内容 |
| 鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域については、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。 |
| 具体的な事業の実施内容・提案理由 |
| 鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域で、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。 このことにより、都道府県知事が著しい農林業被害が生じている区域を指定して、シカ及びイノシシの個体数管理を図ることができる。 なお、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 |
| 提案理由： 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
|--|-------|---|-------|---|
| 鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認める地域について指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象獣類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の搅乱に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考える。 | | | | |
| なお、現行制度においても、鳥獣保護区のかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について、適切に調整をした上で許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

有害捕獲の場合も、提案による捕獲の場合も、対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、同じ法令のもと行う捕獲行為でありながら、提案の場合が一般狩猟者が行うということだけで、鳥獣保護区の指定の目的に「支障を及ぼす」とは考えられない。有害鳥獣捕獲だけでは農林業被害が防げないことから鳥獣保護区の更新の同意が得られず、鳥獣保護区の維持が出来ない状況も生じている。本提案による捕獲行為が保護区指定の目的達成に支障を危惧する以前に、現状のままでは保護区そのものが目的を達することなく廃止（縮小）せざるを得ない状況が生じていることもご理解いただきたい。

再検討要請に対する回答**「措置の分類」の見直し****C****「措置の内容」の見直し****I**

鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、大規模な生息地における鳥獣の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護などの保護を図る区域であり、このため、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、そもそも鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすため、認めることができない。

さらに、狩猟による捕獲数の増加を期待するのであれば、その区域に、期間等の限定はあるものの、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の生息環境の搅乱に繋がることから、要望への対応は困難である。

なお、現行制度においても、鳥獣保護区の指定区域で農林水産業等の被害が出ている場合は、鳥獣の保護を図りつつ、農林業に被害を与える鳥獣の個体数調整を図るために、許可権者である都道府県が適切に調整したうえで許可による捕獲が可能となっており、捕獲数についても都道府県の判断に委ねられている。

また、鳥獣保護区において、指定の目的に照らし、シカ等の食害による植生の荒廃等を防止する必要があれば、法第28条の2に定める保全事業として、都道府県が鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物捕獲等を行うことも可能であり、こうした対応も検討されたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答**再々検討要請**

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案は鳥獣保護区内の鳥獣の状況等を確認しつつ必要とする区域においてわなによる狩猟を行うものであり、一般狩猟者が行うことだけで保護区の指定の目的に支障を及ぼすとは考えられない。有害捕獲だけで農林業被害が防げないことから保護区の更新の同意が得られず、保護区の維持が出来ない状況も生じており、本県のように著しいシカ等による被害が出ている場合に「一時的に」狩猟を認めていただくことにより、結果的に保護区の指定の目的の達成に繋がると考える。なお、法28条の2に基づく捕獲は、許可手続の事務軽減には資するものの、本提案の目的とする捕獲数の拡大という点では有害捕獲と変わらないと考える。

再々検討要請に対する回答**「措置の分類」の再見直し****C****「措置の内容」の再見直し****I**

鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、大規模な生息地における鳥獣の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護などの保護を図る区域である。鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、そもそも鳥獣保護区の制度の存在意義を失わせるものであるため、対応は困難である。

農林業被害に対しては、有害捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|--|----------|---------|
| 管理コード | 1320030 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃による鳥獣の捕獲をできることとする | 都道府県 | 兵庫県 |
| 提案主体名 | 兵庫県 | 提案事項管理番号 | 1030090 |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
| 該当法令等 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第38条 |
| 制度の現状 | 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。 |

| |
|--|
| 求める措置の具体的な内容 |
| シカによる農林業被害が著しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に、夜間ににおいても銃器を使用した鳥獣の捕獲ができることとする。 |
| 具体的な事業の実施内容・提案理由 |
| 日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に夜間ににおいても銃器を使用してシカの捕獲を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また平日でも捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 |
| 提案理由: |
| 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲隊員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。また、夜間の捕獲は効率性が期待できるだけでなく、条件を整えれば日中よりも安全に射撃できる。 |
| 代替措置: |
| 安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。 ①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
|---|-------|---|-------|---|
| 日の出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の発射により人間に危害を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、獵銃を使用した鳥獣の捕獲等が禁止されている。このため、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から困難であると考える。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| |
|------------------------------|
| 再検討要請 |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 |
| 提案主体からの意見 |

る位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けて登録した者、の要件を満たす場合に許可を行うものであり、ご指摘の夜間は「対象野生鳥獣をはっきり判別することが困難」という点については、射撃目標位置内に人がいれば、そもそもシカは近寄らないことから誤射はあり得ず、また投光器等による照明及び遠隔カメラを用いることにより射撃範囲の人や動物種の識別は十分可能である。

| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | I |
|---|-------------|---|-------------|---|
| 日の出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の発射により人間に危害を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、獵銃を使用した鳥獣の捕獲等が禁止されている。現行制度下においても誤射による事故が発生しており、慎重な対応が必要であるため、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から困難であると考える。 | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| 再々検討要請 | | | | |
|--|--------------|---|--------------|---|
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たした安全性を確保した夜間狩猟を行うための提案であり、問題点は具体的にご教示いただきたい。要件として①安全に射撃できる場所(獲物の背後に斜面を確保できる位置又は上から地面に向けて射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けて登録した者、を満たす場合に許可を行い、対象野生鳥獣の判別は、投光器等による照明及び遠隔カメラを用いることにより射撃範囲の人や動物種は可能と考える。 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | I |
| 日の出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の発射により人間に危害を生ずるおそれもあるのは明らかであり、現行制度下においても誤射による事故が発生している実態があることから、慎重な対応が必要であるため、対応は困難である。 | | | | |
| 提案の①～④を措置したとしても、人が射程範囲内に立ち入る可能性や目的外の鳥獣の誤射は排除できず、安全が十分に確保されたとはいえない。 | | | | |

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|------------------------------|---------|-----|
| 管理コード | 1320040 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外 | 都道府県 | 兵庫県 |
| 提案主体名 | 兵庫県 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
| 該当法令等 | 自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項 |
| 制度の現状 | 風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。 |

| |
|--|
| 求める措置の具体的な内容 |
| 国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。 |
| 具体的な事業の実施内容・提案理由 |
| 本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 |
| 提案理由: |
| 本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | III |
|---|-------|---|-------|-----|
| 風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」とおり、地球温暖化防止の観点も踏まえた上であっても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然環境に大きな影響を与える可能性があるため保全措置を講じる必要があるとされ、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 | | | | |
| また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| |
|--|
| 再検討要請 |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 |
| 提案主体からの意見 |
| 本年3月に示された「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」(小沢大臣試案)では、2020年までに風力発電施設の導入量を現在の約10倍にするとされており、今後更なる自然エネルギーへの転換が不可欠となっている。 |
| 景観については、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」に示されているように、地球温暖化 |

防止対策のシンボル的存在として景観上良い印象を与えるとの意見もあり、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合は、風致景観に関する規制を除外すべきと考える。

| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | III |
|--|-------------|---|-------------|-----|
| 「国立・国定公園内における風力発電施設設備のあり方に関する基本的考え方」では、風力発電施設は一般に山稜線や海岸線、岬の上など、見通しの良い場所に立地するとともに、特に大規模な施設の場合、それ自体が風景の主対象となるなど、自然景観を一変させるため、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観に大きな影響を与える可能性がある。自然エネルギーを生み出す風力発電施設といえども、大規模な人工構造物という観点からは一般的な自然景観にみられるスケールやテクスチャとは大きく相違しており、主要な展望地や利用ルートからの展望を妨げる、あるいは眺望対象に支障を与えること等による悪影響を及ぼすおそれがあるとしている。また、野生動物への直接影響として、海外においては鳥類やコウモリ類の風車への衝突死に関する事例が報告されているほか、採食地・繁殖地の喪失等を引き起こす可能性も指摘されている。 | | | | |
| 国民の財産である貴重な自然を有する国立・国定公園は、豊かな生物多様性を育み、観光立国を推進する上で重要な観光資源としても、その保全を図る必要がある。 | | | | |
| これらのことから、自然公園内における風力発電施設については、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 | | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| 再々検討要請 | | | | | | | | |
|---|--------------|---|--------------|-----|--|--|--|--|
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | | | | | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | | | | | |
| わが国では、2020年までに風力発電施設の導入量を現在の約10倍にする(小沢大臣試案)とされており、風況の良好な場所での積極的な立地を検討することは急務となっている。 | | | | | | | | |
| 景観については、自然景観として特に保護すべき地域を回避する必要性を認識した上で、地域により自然エネルギーを利用した風車を地球温暖化防止の象徴と捉える観点が必要であると考える。 | | | | | | | | |
| また、景観に関する審査基準については、「基本的考え方」に示される判断基準の一層の明確化が求められており、平成21年度中に具体的とりまとめを行うとされているため、早期に基準の明確化を示されたい。 | | | | | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | III | | | | |
| 2020年までの風力発電の導入量は1,131万kWであるが、風力発電(陸上)の賦存量のうち、国立・国定公園内に存する割合は12%に過ぎず、公園外に2.8億kW以上の開発ポテンシャルがある。このため、環境省としては、自然環境へ配慮すべき区域やその他の区域など開発適地等に関する情報を整備するなどにより事業者の取組を支援している。 | | | | | | | | |
| 国民の財産である貴重な自然を有する国立・国定公園は、豊かな生物多様性を育み、観光立国を推進する上で重要な観光資源としても、その保全を図る必要がある。なお、再生可能エネルギーの普及を強力に推進する欧米諸国であっても、土地利用計画との整合性を図っており、自然保护を図る区域は風力発電の立地から除外又は制限がなされているのが一般的である。 | | | | | | | | |
| これらのことから、自然公園内における風力発電施設については、審査基準に基づき具体的な計画に即して、環境大臣が個別に適正な判断をするものと考えている。なお、平成22年6月18日閣議決定の規制・制度改革に関する基本方針に基づき、平成22年度中に、自然公園法第11条第11項に規定する風力発電施設の審査基準について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定めることとしている。 | | | | | | | | |

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | | |
|---------------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 管理コード | 1320050 | プロジェクト名 | 廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置 | |
| 要望事項 (事項名) | 廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置 | | 都道府県 | 大阪府 |
| 提案主体名 | 大阪市 | | 提案事項管理番号 | 1057060 |

| | |
|-------------|--------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 国土交通省 環境省 |
| 該当法令等 | |
| 制度の現状 | |

| |
|---|
| 求める措置の具体的な内容 |
| バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマスの一種である食品廃棄物を比較的少量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第51条等の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。 |
| 具体的な事業の実施内容・提案理由 |
| 本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO ₂ の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したいと考えている。 しかしながら、バイオマス変換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として『建築基準法』第51条の規定等に基づく手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで、以下の3点について規制緩和を求めるものである。 ・ 産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、泥状のものであっても「動植物性残渣」とみなすことでの「汚泥」とはみなさないこととすることにより、これを処理する施設について『建築基準法』第51条の対象とする産業廃棄物処理施設とはならないようとする。 ・ 一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、『建築基準法』第51条の対象規模である処理能力5t/日以上を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・ 既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 |
|--|-------|---|-------|
| 一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくてはならない重要な供給処理施設であるとともに、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市における供給処理計画の面からも、また周辺地域の環境維持の面からも、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはならない。そのため、建築基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求めているものである。 | | | |
| したがって、ご指摘の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増築する場合に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うのは適当でない。 | | | |

また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域についても、下水処理場以外の建築基準法第51条対象施設を設ける場合にあっては、都市計画上支障がないか否かの観点から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|
| 再検討要請 | | | |
| 提案主体からの意見 | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|
| 再々検討要請 | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し |

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算)再々検討要請回答

| | | | | |
|---------------|-----------------------|---------|-----------|---------|
| 管理コード | 1320060 | プロジェクト名 | エコポイント宝くじ | |
| 要望事項 (事項名) | エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置 | | 都道府県 | 福井県 |
| 提案主体名 | 株市姫商事、福井県商工会議所 | | 提案事項管理番号 | 1058010 |

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省 |
| 該当法令等 | |
| 制度の現状 | |

| |
|---|
| 求める措置の具体的な内容 |
| 第16次経済改革特区に株市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 |
| ①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の原因是発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上において決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファンション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
|---|-------|---|-------|---|
| エコポイントの交換商品としては、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮製品それ自体を交換商品とすれば足りるところであり、いたずらに射幸心を煽るものを交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。 | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| 再検討要請 | | | | |
| 提案主体からの意見 | | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | I |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|---|
| 再々検討要請 | | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し | I |